

総務常任委員会記録

令和元年 第3回定例会	
1 日 時	令和 元年 8月 6日 (火) 午前 10 時 00 分開会 午前 11 時 06 分閉会
2 場 所	常任委員会室
3 出席委員	石 川 さやか 委員長 増 渕 靖 弘 副委員長 阿 部 秀 実 委員 荒 井 正 行 委員 鰐 原 一 男 委員 大 貫 武 男 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	大 島 久 幸 議長
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	石塚 事務局長 山崎 書記
8 会議の概要	別紙会議記録のとおり

総務常任委員会 説明員

職 名	氏 名	人 数	
総務部	総務部長	糸井 朗	10名
	総務課長	金田 毅	
	企画課長	矢口 正彦	
	鹿沼営業戦略課長	益子 則男	
	秘書課長	郷 昭裕	
	人事課長	南雲 義晴	
	情報管理課長	大貫 陽子	
	水資源対策課長	高橋 慎治	
	危機管理監兼危機管理課長	廣瀬 明利	
	総務課総務係長	能島 賢司	
財務部	財務部長	渡邊 政幸	7名
	財政課長	木村 正人	
	公共施設活用課長	星井田 敬	
	庁舎整備推進室長	篠原 宏之	
	税務課長	日向野久仁子	
	納税課長	金子 尚己	
	契約検査課長	塩澤 恵功	
会計課	会計管理者	山野井 健	3名
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	麦倉 実	
監査委員事務局	監査委員事務局長	渡邊 孝道	
消防本部	消防長	小池 一也	4名
	消防総務課長	黒川 純一	
	地域消防課長	星野 富夫	
	予防課長	北林 裕司	
合 計		24名	

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第51号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）について
- 2 議案第52号 財産の貸付けについて
- 3 議案第53号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 4 議案第54号 物品購入契約の締結について
- 5 議案第56号 鹿沼市手数料条例の一部改正について
- 6 議案第57号 鹿沼市火災予防条例の一部改正について

令和元年第3回定例会 総務常任委員会概要

○石川委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案6件であります。

それでは、早速審査を行います。

○鰐原委員 委員長、上着を脱いでいいかな。

○石川委員長 はい、暑いですので、もし上着を脱ぐ方は、どうぞ脱いでください。はい、失礼しました。

はじめに、議案第51号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。木村財政課長。

○木村財政課長 おはようございます。財政課長の木村でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第51号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）」のうち、関係予算の主な内容について、ご説明を申し上げます。

令和元年度補正予算に関する説明書、一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

2段目の15款「国庫支出金」、2項1目「総務費国庫補助金」2,711万3,000円の増につきましては、右側説明欄の2行目「地方創生事業費国庫補助金」としてこどもの遊び場整備や花木センターのイチゴハウスの増設が補助の対象になったことに伴う増でございます。

次に、一番下の段、16款「県支出金」、2項1目「総務費県補助金」の説明欄2行目「地方創生事業費県補助金」225万円の増につきましては、移住支援に対する補助として交付されるものでございます。

また、説明欄の4行目、「水源地域整備事業費県補助金」248万7,000円の増につきましては、南摩ダム関連の市道8703号線及び市道8220号線改良事業分の増額に伴うものでございます。

5ページをお開きください。

一番上、9目「消防費県補助金」10万円の増につきましては、説明欄の2行目「消防団活性化対策事業費県補助金」ですが、消防団の魅力アップを図るための啓発グッズや募集チラシの作成などに対する補助でございます。

次の段、19款「繰入金」2項2目「財政調整基金繰入金」1億円の増につきましては、歳入歳出調整のために繰り入れするものでございます。

次の4目「かぬま・あわの振興基金繰入金」2,225万3,000円の減につきましては、こどもの遊び場整備に対し、先ほど申し上げました国庫補助金が採択となったことにより減額す

るものでございます。

次の段、21款「諸収入」、4項3目「雑入」の説明欄3行目「消防団員安全装備品整備等助成金」105万5,000円の増につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金からの交付決定によるものでございます。

7ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

一番上、2款「総務費」、1項4目「広報広聴費」500万円の増につきましては、右側説明欄の「営業戦略費」であります。鹿沼版地域おこし協力隊1名増員分と東京23区等から栃木県内の補助対象となります企業に就業し、本市に5年以上居住することを条件に補助します移住支援補助金3世帯分の補正でございます。

次に、8目「財産管理費」の説明欄一番上「庁舎等維持管理費」95万7,000円の増につきましては、新庁舎整備における公用車の駐車場用地として坂田山2丁目の東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社鹿沼事務所の敷地を借り上げるものでございます。

次に、11ページをお開きください。11ページでございます。

中段より下、9款「消防費」1項1目「常備消防費」399万2,000円の増につきましては、本年度、初めて女性消防職員2名を採用いたしました。女性用の更衣室や仮眠室などがないため、整備をするものでございます。

続いて2目「非常備消防費」125万5,000円の増につきましては、消防団の魅力アップを図るための啓発グッズやチラシの作成のほか、デジタル簡易無線機を配備するためのものでございます。

次に、13ページをお開きください。

一番下、14款「予備費」916万9,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）」のうち、関係予算の説明を終わります。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 今説明いただいた3ページ・4ページのところで、歳入の最初の部分なのですが、南摩ダムに関連する取り付け道路関係の国庫補助ですか、もう一度詳しく説明をお願いいたします。

○石川委員長 高橋水資源対策課長。

○高橋水資源対策課長 水資源対策課長の高橋です。おはようございます。よろしく願いいたします。

この歳入につきましては、水源地域特別措置法に係る水源地域整備事業のうち、都市建設部が所管いたします市道 8220 号線、また市道 8703 号線の歳出の増に伴います歳入増が発生するものであります。

事業費ベースでそれぞれ 200 万円、計 400 万円の増となるもので、補助率が 62.19%なので、歳入が 248 万 7,000 円の増となるものであります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

もう 1 点ですね。同じ国庫補助の歳入の中で、総務国庫補助の部分で、花木センターのこどもの遊び場とイチゴハウスということですが、イチゴハウスはさらにハウスの棟が増えるということですか。

○石川委員長 矢口企画課長。

○矢口企画課長 企画課長の矢口です。

イチゴのハウス、そちらのほうが 2 棟増えるといった予定でおります。現在 5 棟で営業しておりますので、こちらを 2 棟増やして、合計 7 棟にするといった内容です。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい、わかりました。

○石川委員長 ほかに質疑のある方、鰐原委員。

○鰐原委員 今阿部委員のほうから質問があったことのイチゴ、5 棟の場合の売り上げとか、入館者というのかな、あと 2 棟増やした場合はどのくらいそれを見込んで、2 棟増やすのか、その辺の見込みをわかっていたらお知らせ願います。

○石川委員長 矢口企画課長。

○矢口企画課長 企画課長の矢口です。

ご質問のほうにつきましては、歳出のほうの、経済部のほうの、環境経済常任委員会、そちらのほうでご確認いただきたいと思っております。

歳入のほうの関係で、そちらのほうの数字のほう、ちょっと把握しておりません。申し訳ありませんです。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 行政の縦割りの中で、そういうことは確かに私らの委員会と違うのですけれども、補正予算 2,711 万 3,000 円を出すにつけて、そのぐらいのことは説明されてもよいのではないかと思います、質問いたしました、答えられないものは結構です。

そうすると次の、先ほどの市道の 8703 号線と 8220 号線かな、市道の、2 つの市道を整備事業で直すわけでしょう。ですから、それを直すのは、どんな道路の状況だからどんな道路にしたいのだということの説明も、これは都市建設部所管だから説明できないということ

になりますか。

○石川委員長 高橋水資源対策課長。

○高橋水資源対策課長 水資源対策課長の高橋です。

ただいまのご質問ですけれども、確かに都市建設部の所管ですので、詳細はそちらでわかるかと思うのですが、わかる範囲でお答えさせていただきます。

まず 8703 号線につきましては、運動公園の近隣にあります道路で、現況は4メートル道路です。それを6メートルに拡幅するものです。今回の歳出増の内容については、調査設計費となっております。

それと、8220 号線につきましては、いわゆる旧名称ハーベストセンターといったところの入口の道路となっております。現況は2、3メートルぐらいの現況に対しまして、計画では10メートルの拡幅を予定しております。それがハーベストセンター内に接続している、アクセスしていくという内容となっております。以上です。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。一方は 8703 号線でしたっけね、それは幅4メートルを6メートルにするのだと、そうするともう一方は、2メートルから3メートルぐらいしかないものを10メートルにするのだというのは、大掛かりな改良ですよ。

そうしますと、この補正額は473万7,000円ですが、補正前の額と合わせると2億3,319万1,000円になっていますけれども、その各々の市道の割合はどのくらいになりますか。

○石川委員長 高橋水資源対策課長。

○高橋水資源対策課長 水資源対策課長の高橋です。

すみません、最後のほうちょっと聞き取りにくかったので、県補助金の件ですか、もう一度、申し訳ございません。

○鰐原委員 聞こえないので、ちょっと大きな声でお願いいたします。

○高橋水資源対策課長 ではなくて、委員さんの質問がちょっと聞き取れなかったものですか。

○鰐原委員 私の。

○高橋水資源対策課長 はい。

○鰐原委員 私の質問がわからないということ。

○高橋水資源対策課長 はい。

○鰐原委員 わかりました。ではもう一度言うので。

○高橋水資源対策課長 すみませんです。

○鰐原委員 片一方の 8220 号線というのは、2メートルか3メートルのいわば、早くいえば農道ですわね。農道を今度は10メートルにするというわけですよ。ですから大幅な改良でしょうというわけです。そうすると総務費の県補助金は2億2,845万4,000円だったのが、

補正額が 473 万 7,000 円、今回増えまして、2 億 3,319 万 1,000 円になりますけれども、その 2 メートルから 3 メートルの道路を 10 メートルにするのには、その割合はどのくらいの割合、どのくらいの額が総務費の県補助金としてきていますかというお尋ねです。

○石川委員長 高橋水資源対策課長。

○高橋水資源対策課長 水資源対策課長の高橋です。すみませんでした。

2 億何がしという金額は、総務費県補助金全体の額でして、水特事業に係る、水特事業とっているのですけれども、かかわる県補助金につきましては、当初予算で 9,690 万円を計上しております。

それが 400 万円の増額で、1 億 900 万円となるものです。

そのうち 8220 号線につきましては、今回は道路改良と、あと用地補償費を計上しております、その中で調整する中で若干の不足が生じたものですから 200 万円の増額をするものです。

当初からすると 8220 号線につきましては、3,900 万円を予定していたところ、200 万円の増額で、4,100 万円、8703 号線につきましては、当初予算を組んでおりませんでした。こちら調査作業が必要だったものですから、200 万円を増、計上するものであります。それで 200 万円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 はい。大まかわかったような気がします。ありがとうございます。

○石川委員長 増渕委員。

○増渕委員 8 ページの庁舎等維持管理費で、使用料及び賃借料の土地借上料の 95 万 7,000 円って先ほどあったと思うのですけれども、庁舎に関すること、これは借りる期間とか、この金額というのは、全体でどのぐらいの規模、どのぐらいの期間というのが説明できれば、誰か説明してもらいたいと思います。

○石川委員長 星井田公共施設活用課長。

○星井田公共施設活用課長 おはようございます。公共施設活用課、星井田です。よろしくお願いをいたします。

まず借りる規模についてでございますが、駐車場が面積といたしまして、1,166.5 平方メートル、それから倉庫の部分が、資材庫を含め 146.91 平方メートル、それから機材倉庫として 55.59 平方メートル、あわせて 1,369 平方メートルを借りる予定でございます。

期間につきましては、当面今年度いっぱいということで、3 月までの予算ということで、95 万 7,000 円を計上してございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 増渕委員。

○増渕委員 そうすると 1,369 平方メートルを、3 月までで借りるのに 95 万 7,000 円で済む

ということですね。そういう理解でいいのですね。

○石川委員長 星井田公共施設活用課長。

○星井田公共施設活用課長 公共施設活用課長、星井田です。

議員のおっしゃるとおりでございます。

○増淵委員 わかりました。ありがとうございます。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。鰐原委員。

○鰐原委員 その庁舎等維持管理費の件なのですが、これ当然新庁舎整備事業にかかわる事業で、結局仮事務所を使わざるを得なくなったということで、令和2年の3月までかな、借りるお金ですね。

ですけれども、これは新庁舎整備事業に伴う増額ですから、当然新庁舎整備事業の仮庁舎分として、新庁舎整備事業に入るべきだと思いますけれども、そういう認識はお持ちですか。

○石川委員長 篠原庁舎整備推進室長。

○篠原庁舎整備推進室長 おはようございます。庁舎整備推進室長の篠原です。

まず、ただいまの鰐原委員のご質問の中で、若干修正をさせていただきたいのですが、仮庁舎を借りるための予算ではございません。公用車の駐車場として借りる予算でございます。まずそこから把握をお願いいたします。

そして次に、新庁舎整備事業費ではないかというご質問でございますが、これにつきましては、これまで総事業費 60 億円ということではございましたが、この総事業費という考え方については、我々庁舎の中でも議論をいたしまして、一人一人、その捉え方が違うでしょうということを考えました。

そうしたときに、議会からの様々なご質問をいただきまして、初期建設費用ということで考え方を整理させていただきました。

次に、今年の2月18日だったと記憶しています。実施設計の中間報告におきまして、まず市長が議員全員協議会におきまして、実施設計の中間報告をさせていただきました。

その後、我々が議会の検討委員会のほうで詳細な説明をやらさせていただきました。

その際、A3の資料で、59億何がしということで、これが初期建設費用60億円の中身ですよということで、委員さん方にお示しをさせていただいたわけです。

ですので、今回の駐車場の賃貸料につきましては、これ以外の経費ということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 最初からね、市長さんの基本方針で、60億円以内でつくると言っていたのだけれども、もう60億円以内ではできないということは、周知の、承知のことなのですね。

それを理由づけするために、今課長さんが一生懸命理由づけしていると、そういうことに、

私は理解しておきます。60億円以内ではできなくなったということがはっきりしたということですよ。それ以上発言はいたしません。

○石川委員長 ほかに質疑のある方、阿部委員、すみません、荒井委員を先にいいですか。

○阿部委員 では、お願いします。マイクを、はい。

○石川委員長 荒井委員。

○荒井委員 荒井です。11ページの消防費の常備消防費の消防庁舎維持管理費なのですけれども、先ほどの説明で、女性職員の更衣室と仮眠室をつくるということなのですけれども、現状は今どういう状況で更衣室とか仮眠室とかやっている状況なのかの説明と、これはやはり入る段階でいろいろ配慮が必要だったのではないかなと思うので、その辺も含めて、状況の説明をお願いします。

○石川委員長 黒川消防総務課長。

○黒川消防総務課長 おはようございます。消防総務課長の黒川です。

ただいまの質問について、お答えいたします。

まず現状につきましては、畳一畳程度の女性更衣室のみでございます。

というのは、以前、女性消防、防火相談員という職員がいましたので、その方たちのための更衣室だったのですが、今回、完全に正規の消防吏員ということで、1階の書庫、約6坪ですが、そこに更衣室兼仮眠室として、ロッカー、洗面化粧台、ベッド、ユニットバス、エアコン、内線電話を考えております。

なお、最後の今の時期の補正ということなのですが、最初、当初の予算時期、計上する時期には、まだ2名の採用が確定しておりませんでしたので、3月に確定した時点で今回の補正に至った経緯です。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 荒井委員。

○荒井委員 はい、わかりました。では、補正が通りましたら、早急な整備をよろしく願います。

○石川委員長 ほかに質疑のある方、阿部委員。

○阿部委員 再びお願いします。

8ページの歳出のところ、移住支援補助金ということで、3世帯分ということで出ていますが、これは補正ということなのですが、これまでにどれぐらい予算をとって出ているのでしょうかということと、あと今回補正で3世帯分出しているのですが、今後、この後。

(「300万」と言う者あり)

○阿部委員 300万円出ていますが、今後この後、さらに移住者があった場合に、臨時補正と
いうか、追加の補正等は計画しているのでしょうか。その確認です。

○石川委員長 益子鹿沼営業戦略課長。

○益子鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の益子です。

ただいま、最初のちょっと質問は、ちょっと聞き取れなかったのですが、すみません。

○阿部委員 では、確認ですね。

今回3世帯、300万円という補正になっていますが、もともと予算としてはどれぐらいあって、今までの実績は、今年どうだったのかということです。

○益子鹿沼営業戦略課長 この事業につきましては、今回が初めての事業でございまして、実際、細かに言いますと、国と県と市が一体となって、首都圏のほうから移住・定住の促進のために、目的とした事業でありまして、県が主体となっていて、昨年度から県のほうも120世帯分を用意をされていて、今年度9,000万円の予算を計上したところでございます。

それで、栃木県内市町が、25市町ありますので、それを割りますと4.8世帯ぐらいになるのですが、人口割であったり、企業割の数の割ですね、そういったもので案分して、鹿沼市の場合は最初は6世帯分が配分になるのですが、今回初めての事業ということもあって、果たしてこの条件をクリアして来る人がどのぐらいいるのかということもありまして、今回は3世帯に計上させていただいたということで、またこれが3世帯以上に今後なったときには、当然補正をして対応していきたいと思って、これはたまたまこちらへ住んで3カ月間経たないと、申請期間ができないので、その申請が済んだということになりましたら、そこで3カ月間様子が見られるので、その辺でも補正の対応ができるのではないかというふうに。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 阿部委員。

○阿部委員 詳細な説明ありがとうございました。わかりました。これからの動向を注視していきたいと思います。以上です。

○石川委員長 ほかに質疑はありませんか。鰻原委員。

○鰻原委員 これ確認のことなのですが、消防団活性化対策事業費125万5,000円増ですわね。これはグッズとかチラシという説明と、デジタル云々という説明があったのですが、そのデジタルのところはちょっとわからなかったものですから、もう一度説明願います。

○石川委員長 星野地域消防課長。

○星野地域消防課長 地域消防課長の星野でございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

消防費の県補助金の10万円というものでございますけれども、こちらは地域防災力の強化推進事業の消防団魅力アップ事業ということで、そちらの啓発グッズ、こちらを購入するものでございます。

失礼しました。消防団員安全装備品の助成増ということで、デジタル無線ということでございますが、これは消防団員の公務災害を事前に予防するという観点から、消防団員の安全装備品の一環として整備を図っているものでございます。

今回、デジタル無線機という、消防団員各隊に 51 車両があるのですが、そちらに 1 機ずつ配備し、あとは団本部に 2 機ということで、16 機の無線機を配備して、安全な活動に取り組むという目的で整備するものでございます。

事前に、今現在において、各車両に 2 台、それと副分団長以上に各 1 台ずつ整備しているものでございます。

今後、数を、こういった補助金を活用しながら、各車両に 4 台ぐらいは将来的には整備したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 それでは、今 51 の車両に 2 台ずつあるものを、もう 1 台ずつ増やすから 3 つになるのだ。そして最終的には 1 車両 4 台にするのだということで、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○石川委員長 星野地域消防課長。

○星野地域消防課長 地域消防課長の星野でございます。

はい、今委員がおっしゃったとおり、将来の目標としましては、各車両に 4 台を配備したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 わかりました。

○石川委員長 ほかに質疑はございますか。大貫委員。

○大貫委員 大貫です。6 ページの財政調整基金繰入金、1 億円、総額はこれ 1 億円を入れることによって、総額はおいくらですか。

○石川委員長 木村財政課長。

○木村財政課長 財政課長の木村でございます。

総額って、期末現在高ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○木村財政課長 令和元年度末の現在高の見込み額は 35 億 8,000 万円程度ということで想定をしております。以上です。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 51 号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号中関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。次に、議案第 52 号 財産の貸付けについてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。星井田公共施設活用課長。

○星井田公共施設活用課長 公共施設活用課、星井田です。よろしくお願いいたします。

議案第 52 号 「財産の貸付け」について、ご説明をします。

これにつきましては、平成 30 年 3 月に閉校となりました旧西大芦小学校につきまして、昨年 12 月議会の議員全員協議会でもご説明をさせていただいたように、民間提案制度によりまして、同年 10 月に提案のありました事業者「株式会社 J M」に対しまして、西大芦地域の活性化のための観光交流複合拠点の整備運営を行うため、土地及び建物等、「株式会社 J M」に令和元年 9 月 1 日から 12 年 3 月 31 日までの間、無償で貸し付けるものでございます。

詳細につきましては、同時に配布いたしました「財産の貸付けについて(旧西大芦小学校)」と記載された資料をご覧ください。後ろに図面のついた資料でございます。

○鰐原委員 説明書忘れちゃった。

○石塚局長 いいですか。

○鰐原委員 説明続けてしまってください。

○増淵委員 いいよ。

○星井田公共施設活用課長 はい、よろしいですか、はい。

○石川委員長 お願いします。

○星井田公共施設活用課長 まず、趣旨及び無償貸付けの理由についてでございますが、本件は、旧西大芦小学校の有効活用を図るため、議案書記載の土地及び建物を民間事業者に貸し付け、西大芦地域の活性化のための観光交流複合拠点の整備及び運営を行うことを目的に実施をするものであります。

本事業によりまして、地元雇用が生まれるなどの地域の活性化が図られますが、一方で、事業開始に際し、多大な初期投資が必要になるということから、事業収支が安定するまでの間、賃貸借料を無料とすることで事業の継続性を確保したいというふうに考えております。

それでは、続きまして、契約の内容につきましてですが、契約期間 14 年 7 カ月のうち、当初の 10 年 7 カ月間の賃貸借料を無料とし、その後につきましては、協議の上で決定していくというものでございます。

契約の相手方につきましては、「株式会社 J M」であり、使用目的は、地域活性化を目的とした観光交流型複合施設として整備、運営を行う予定でございます。

次に、これまでの経過でございますが、地域からの要望書を踏まえまして、本市ではコミュニティセンターとへき地診療所の移転のほか、あわせて民間活力の導入に向けて、利活用のアイデアを募集することとし、その結果、本件の契約先であります「株式会社 J M」の提案を採用いたしまして、これまで地域の皆様方も含めた協議を行ってまいったところでございます。

次のページをご覧ください。

今後のスケジュールといたしましては、「株式会社 J M」と施設整備に関する基本協定並びに賃貸借契約を締結し、事業者側の準備期間を経まして、令和 3 年度の開業に向け、来年度改修工事を実施していく予定でございます。

次に、「株式会社 J M」によります校舎の利活用イメージといたしましては、宿泊機能を中心とした観光拠点施設を地域の皆さんと連携して運営をしていくためのものであり、主な施設の用途につきましては、次の 3 ページから 4 ページの図をご覧いただきたいというふうに思います。

本日は地域の皆さんも熱い思いで応援にかけつけて来てくれておりますので、ぜひよろしくご審議のほど、お願いしたいと思えます。

以上をもちまして、「財産の貸付け」に関する説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。増淵委員。

○増淵委員 増淵です。今最後に星井田課長のほうから地域の皆様にとということで、私たちも同感なのですが、逆にこういう民間会社で 10 年間も、10 年何カ月も賃借料を無料にしてやるというときに、条件として、何かの意見交換会とかあるときに、必ず地域の人が入れるとか、そういうふうな、意見がどういうふうに反映されるのかということが、貸しました、事業開始されました、民間の方主導になりました、利益が出ないからどんだんだんだん単価を変えますとかというようなことになってしまえば、本末転倒になってしまいますので、そういうときに地域の人が入り込んで、ただただ意見を言うのではなくて、それが反映されたり、市が調整役となってやらなければ、条件だけ、無料で貸し出すというのは、私は本当に大に結構なことですが、そのときのきちんとしたね、契約というのは一度やると変えられないので、そこら辺のところには地域の人の意見がきちんと反映し、それが通るようなことができるようなシステムをきちんとできるかどうか、そういうことを考えているのかという、条件の中に入っているのか、その確認をお願いいたします。

○石川委員長 星井田公共施設活用課長。

○星井田公共施設活用課長 公共施設活用課、星井田です。

ただいま増淵委員のご指摘はごもっともなことでございます。

ですので、毎年度事業収支報告書を提出いただくことはもちろん、事業者の方々、それから地元の方々、それと市と 3 者で運営協議会なるものを設立する予定でございます。

その中で、随時運営の方法であるとか、今後の進め方であるとか、協議をしていく予定でございます。

もちろんその中で、地元の方の意見は当然運営面に反映できるものというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○増淵委員 しっかりした答弁をいただきました。何とぞきちんとした確認、そして継続性のある事業として、地域のこれからの発展のためにも、よろしく願いいたします。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 これは新たな事業者がきて、一生懸命やろう、地元も協力してやろうということで始まるのだと思うのですけれども、例えば、どうしても、もうこういう過疎地で事業をやるということは、事業収支報告書を毎年出させるということで、ずっと事業内容を見ていくのでしょけれども、私は栗野の前日光つつじの湯交流館というかな、そういう運営を見てみると、最初は収支的にあっても、後々収支的に苦しくなるのですよね。どうしても過疎化がもっと進むし、高齢化が進むから、そのとき、市でどう財源を補填してくれるのかということだと思いますよ。一生懸命やっても、どうしても行き詰まる、そのとき、行き詰ったときに、どう市で手助けして、この事業を継続して、西大芦の人のために、また鹿沼市のね、こういう事業経営者のためにやっていくのだということだと思いますよ。

ですから、これはただで貸して、全部ただでやらせるというのは、もう、本当にもう最初から経営が厳しいということがわかっているからだと思いますよ。

ですから、その後の補填をどのように考えているかお伺いしておきたいと思うのです。

○石川委員長 星井田公共施設活用課長。

○星井田公共施設活用課長 公共施設活用課の星井田です。

これもまた鰐原委員のおっしゃるとおりでございまして、得てしてこういう事業はなかなか収支がプラスにはならないということも言われております。

長期の事業計画の案を、事業者のほうから出していただいておりますが、その計画ですと、始まってから4年目、契約後6年目に収支がプラスになっていくということになっているようでございます。

それで、さらに10年を超えたあたりで、賃貸借料分を上回る純利益が上がるというふうな計画をいただいております。

いずれにいたしましても、この3者で設置する協議会を含めて、運営についてはしっかりと見守っていく必要があるかなというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 今説明をいただきましたけれども、そういう目論見ですよ。6年目で収支をトントンにして、10年目からはその地代も払い、賃借料も払えるようにするのだ、それは結構なことですよ。そうなれば。そうならなかった場合の覚悟を、やっぱり行政は、西大芦地区の住民のためにしておかないといけないのではないかなと私は思います。ですからそういうことも考えた上で、きちんと後々のフォローもね、していただくように、私はお願いしてお

きたいと思います。

○石川委員長 ほかに質疑はありませんか。阿部委員。

○阿部委員 西大芦地区は、昨年テレビで紹介、バスの旅で紹介されて以来、大分いろいろ各地から来るようになったように思います。

もちろんそれ以前から口コミで、もう夏休みなんかは、随分川沿いに車が止まっていたという状況なのですが、さらにこういった工事が進んでいくと、そういう交通の部分、道路の部分とかの状況が悪くなる可能性もあると思うのですが、まだ小さいお子さんも家族連れで来ていたりしますので、安全対策とか、そういうことに対して、市のほうとして何か計画とか、考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○石川委員長 星井田公共施設活用課長。

○星井田公共施設活用課長 公共施設活用課、星井田です。

ただいまの阿部委員の地域に人が来るようになると、交通上、いろいろ支障が出るのではないかというご質問でございますが、これにつきましても、従前より地元の皆さんが運営をされて、駐車場事業等も行っております。

この工事が進んでこの施設が完了すれば、施設の中も駐車場ができます。それで今あるコミュニティセンター等の跡地なども活用できるようになるかというふうには思いますので、その辺につきましては、運営会社でありますJMさんのほうも重々頭には入っているということでございますので、警備員を増やすなど対応はしていただけるものというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。大変ロケーションのすばらしいところで、私も本当にいい場所だなと思っています。楽しみにしています。よろしくお願いします。

○石川委員長 ほかに質疑はありませんか。大貫委員。

○大貫委員 大貫です。これはここまでくるのに大変苦労したと思うし、地元の人たちも大変様々な議論の中でこれが決定したのだと思っているのですが、私が一番心配しているのは、この施設を見ると、大変有効な施設だというふうに思っているのですが、せっかくこれをつくるには、やはり第一条件として、地元の人々の雇用をどのようにこの会社が、引き受けた会社がどのような形でやっていってくれるのかなというふうに思っているのです。

この建物ができただけでは、活性化にはならないし、交流人口だけでも活性化にはならないわけですから、あそこに住んでいる人たちの雇用をどのように行政として、この会社に対して、指示をしていくのかなということが一番私的には心配なところなのですが、どうしてもこれ、稼動するのにも2、3年かかるわけですから、それだけでも、もう70歳の方は75歳にもなってしまうということになってくると、雇用面をきちんとした形で保障していただ

かないと、これは活性化のプラスにはならないし、地域の流れはよくなるのではないかなというふうに思うので、ぜひとも、これだけの施設を運営するには相当な人数が当然確保されなければ運営はできないというふうに思いますので、1階の部分は、今コミセンの関係者、地元の自治会の関係者が一生懸命努力をして、お弁当づくりとか、何かでご活躍をしているのですが、それも全てボランティアなわけですけれども、これから始まる事業については、ボランティアではなく、きちんとした形の会社が請け負うわけですから、雇用面については最大限の、行政としても対策をとっていただきたいなと思っています。

○石川委員長 星井田公共施設活用課長。

○星井田公共施設活用課長 公共施設活用課、星井田です。

ただいま大貫委員がご指摘をされた地元の雇用の問題につきましても、現在、地元の方々がボランティアという形で宅配サービスを行っていただいています。この形態もなかなか長くは、今の形態のままでは続かないのかなというふうな懸念も当然出てまいります。

ということで、事業者、それから地元の皆様、それから市、何度もその辺については協議を重ねてまいりまして、最終的に事業者のほうで、そのボランティアにかかわってくださっている皆さんを雇用していただくというふうな方向で話し合いのほうは進んでおりますので、地元の方の雇用、何名になるかはわかりませんが、どんな形になるかもまだわかりませんが、そういう方向で話が進んでいることは間違いないので、この場でご報告をさせていただきます。

それから、あと宿泊施設等の運営によりましても、また別な形で地元の皆さんの雇用が生まれてくるのかなというふうにも考えておりますので、その辺は事業者とこれからも詰めていきたいなというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 大貫委員。

○大貫委員 ありがとうございます。今課長が言われたように、地元の人たちにとって、負担になるような形ではいけないと思いますし、これからいろんな場合が、本市の状況を見ますと、これはサウンディング方式の見本になるというふうに思っていますので、しっかりとした計画のもとで実施をしていく。そうすることによって、西北部の様々な形の姿ができてくるのかなというふうに思っていますので、そこらのところはきちんとした対応をお願いしたいと思います。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第52号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 53 号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。矢口企画課長。

○矢口企画課長 企画課長の矢口です。

議案第 53 号 辺地に係る総合整備計画の変更についてご説明をいたします。

現在鹿沼市には、辺地に指定されております地区が全部で 5 地区ほどございます。

今回そのうちの 4 地区につきまして、事業計画の一部を変更するものであります。

現在の辺地計画につきましては、平成 28 年度から平成 33 年度までの 6 年間で計画期間としております。

計画書への記載事業につきましては、辺地対策事業債と言われる大変有利な起債を活用することが可能となります。

ページを 1 枚めくっていただきますと、まず 1 つ目の入・中栗野辺地になります。このページの裏面の事業一覧表をご覧ください。

こちらでは、入・中栗野辺地と、上・中粕尾辺地の両方にまたがります林道羽遠線という記載がございました。この林道羽遠線につきまして、次でご説明申し上げます上・中粕尾辺地、こちらのほうの側を先行して実施するといった変更になります。

入・中栗野辺地から、今回の上・中粕尾辺地に事業費を移行したことによりまして、事業費総額は 8,820 万 3,000 円となります。

続きまして、隣のページの上・中粕尾辺地になります。

裏面の事業一覧表をご覧ください。

一覧表の中段の森林路網整備事業、羽遠線、こちらがただいま入・中栗野辺地でご説明しました林道羽遠線の整備になります。

また、その下の栃木県が事業主体となります大荷場木浦沢線を追加いたしまして、事業費総額を 9,486 万 4,000 円とするものであります。

続きまして、隣のページが西大芦辺地になります。

同じく裏面の事業一覧表をご覧ください。

中段の栃木県が事業主体となります前日光線の追加、それと一番下の旧西大芦小学校の利活用につきまして、計画の進捗にあわせました形で事業費の変更になります。事業費総額を 2 億 425 万 4,000 円とするものであります。

隣のページは上久我辺地になります。同じく裏面の一覧表をご覧ください。

中段の林道寄栗線を追加いたしまして、事業費総額を 6,629 万 2,000 円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。大貫委員。

○大貫委員 大貫です。上・中粕尾辺地総合整備計画の裏面の中で、前日光ハイランドロッジリニューアル本館改修等となっているのですが、平成28年から令和3年までの6年間で、この金額が出ているのですが、もう4年ぐらい経っているわけですが、どこをどう直したのですか。

○石川委員長 矢口企画課長。

○矢口企画課長 企画課長の矢口です。

今回、ご説明いたしましたのは、現在この辺地計画のほうに記載されております事業の変更の出たところをご説明させていただきました。

それなものですから、もともとこの計画が6年間の計画といったことですので、引き続きこの事業については、当初から掲載されておまして、今回の変更には関係はないといった項目になります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 大貫委員。

○大貫委員 そういう答弁がくると思って質問したのだけれども、だって、これ、やっていて、これだけの金額で、私も1年に一遍ぐらい行くけれども、どこを、どこ直したのかなということだから、今課長が説明されたのは全くそのとおりだと思うのだけれども、それでは、は、これ半数以上、半割れ、5割以上年月が経っているのに、全然進まないで、これだとあと2年間で全部工事やるのという感じになるのだよ。そこらのところをね。

(「そういう解釈でいいの」と言う者あり)

○大貫委員 だと思っただけけれども。

(「そういう解釈でいいの」と言う者あり)

○大貫委員 あれ、鹿沼市の観光資源の大きな財産の一つですよ。それをもっと積極的にやる、これだけの予算がつくのなら、もう少しきちんとやっていたかなくてはと思うのですが。

○石川委員長 執行部の答弁を求めます。矢口企画課長。

○矢口企画課長 企画課長の矢口です。

計画書の計画内容ということで、この事業を掲げた状態で何もやっていないということではなくて、そもそもこの計画内容に変更なく今推進をしているといったふうにご理解いただければ、ですから、進捗状況を示すものではなくて、6年間の計画として、こういう事業をこの6年間の間にやっていきますといったことで、当初計画を固めたわけです。それで、それに基づきまして、各部署のそれぞれの事業担当課のほうで事業を推進しております。

ですから、この大きく掲げた目玉的な事業につきましても、計画に沿って着実に推進はされているというふうに認識はしております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 大貫委員。

○大貫委員 わかりました。経済部に聞けということなのですね。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 53 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 54 号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。黒川消防総務課長。

○黒川消防総務課長 消防総務課長の黒川です。

議案第 54 号 物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

鹿沼市消防署栗野分署に配備しております、水槽付消防ポンプ自動車 1 台の更新に伴いまして、購入に係る指名競争入札を、去る 6 月 17 日に行いました。

その結果、ジーエムいちはら工業株式会社が、5,291 万円で落札しましたので、本件購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 栗野分署に水槽付消防ポンプというのは、今まであったのでしたっけ。なくて初めて配置されるものなのですか。

○石川委員長 黒川消防総務課長。

○黒川消防総務課長 消防総務課長の黒川です。

平成 6 年に配備された車両がございます。24 年経過しておりまして、かなり古くなったということで、今回更新に至っております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。そうすると、24 年前の車があった。それを新しくするのだということですよ。

○石川委員長 黒川消防総務課長。

○黒川消防総務課長 消防総務課長の黒川です。

そのとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○鰐原委員 ありがとうございます。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 54 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 56 号 鹿沼市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。北林予防課長。

○北林予防課長 予防課長の北林です。よろしくお願いいたします。

鹿沼市手数料条例の一部改正についてご説明します。

議案第 56 号 鹿沼市手数料条例の一部改正についてでございますが、令和元年 10 月 1 日に予定されています消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、令和元年 5 月下旬に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に関する事項について手数料が改正されました。

それに伴い、改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令に準じ、今回手数料条例を改正するものであります。

なお、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクの多くは、ガソリンなどの揮発性の高い危険物を貯蔵するものであります。いずれのタンクも鹿沼市内に設置はされておられません。

以上で説明を終わります。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 特に質疑ということではないのですが、消費税の増税に伴う税率改正というのは、私は反対です。以上です。

○石川委員長 ほかに質疑のある方は。

(「ありません」と言う者あり)

○鰐原委員 鹿沼に設置されていないのに。

○増淵委員 設置されていない。

○鰐原委員 設置されていないのに何で直しているの。

○増淵委員 もし設置された場合には、改定されてから。そういうことでございます。ご理解よろしくお願いいたします。

○大貫委員 だから予防課長もそういつて。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○石塚局長 委員長、ご異議があるので、挙手採決するかどうかお決めください。

○石川委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○石川委員長 挙手多数であります。

したがって、議案第 56 号については、原案どおり可とすべきものと決しました。

次に、議案第 57 号 鹿沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。北林予防課長。

○北林予防課長 予防課長の北林です。引き続きよろしくお願ひいたします。

議案第 57 号 鹿沼市火災予防条例の一部改正についてご説明いたします。

総務省消防庁より『違反対象物に係る公表制度の実施について』の通知が発出されており、重大な消防法令違反がある防火対象物に対して、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表するとともに、防火対象物の関係者に早期是正を促す消防機関としての体制を、令和 2 年 4 月 1 日までを目途として整備する必要があるため、本市条例を改正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○石川委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 57 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において本委員会に付託されました案件の審査は、終了いたしました。

ここで、今回は任期最後の委員会でございますので、正副委員長から挨拶をさせていただきたいと思います。

1 年間、総務常任委員会の委員長を務めさせていただきました。

1 期生の本当に未熟な私が務められるのだろうか、このメンバーとといいますか、委員の顔ぶれを見て本当に不安でいっぱいだったのですけれども、副委員長が何しろしっかりされていらっしゃいましたので、本当にありがたかったです。

とても難しい案件も取り扱いましたが、おかげさまで無事に終了することができました。大変お世話になりました。

○増淵副委員長 1 年間、副委員長を務めさせていただきました。

1 年間、1 期生の石川委員長で大丈夫なのかなと思っておりましたが、本当にしっかりし

ていて、継続審査にしても、自分で一生懸命調べて、私はただ隣に座っているだけで、ほとんど仕事をしませんでした。こういう1年生議員が、どんどんどんどん成長していくことを期待しますし、私たちも9月の改選がありまして、戻ってこれましたら、緊張感のある、こういう、本当にお互いが誠意をもって答弁する委員会をこれからも継続することを1年間の感想とさせていただきます。

1年間、ありがとうございました。

○石川委員長 これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前11時06分)